

令和7年度

理事会議事録

青森県国民健康保険団体連合会

令和7年度理事会議事録

1. 日 時 令和8年3月5日(木) 13時10分～14時7分
2. 場 所 青森県共同ビル 1階「大会議室」
3. 出席者
- | | |
|------|----------------------|
| 理事長 | 山本晴美 |
| 副理事長 | 葛西健人 |
| 常務理事 | 舛甚悟 |
| 1番 | 畑中稔朗 |
| 4番 | 高樋憲 |
| 6番 | 沼澤修二 |
| 9番 | 平沢一臣 |
| 10番 | 西秀記 |
| | (代理出席：国保医療年金課長 成田清) |
| 12番 | 櫻田宏 |
| | (代理出席：国保年金課長 相馬延承) |
| 17番 | 守川義信 |
| | (代理出席：高齢福祉保険課長 舘田満良) |
| 監事 | 桑田豊昭 |
4. 欠席者
- | | |
|------|-------|
| 副理事長 | 山本知也 |
| 2番 | 成田隆 |
| 3番 | 野村秀雄 |
| 7番 | 小檜山吉紀 |
| 16番 | 櫻田百合子 |
| 監事 | 倉光弘昭 |
| 監事 | 富岡宏 |

5. 事務局 長内事務局長外 13 名

6. 提出議案

- (1) 報告第 1 号 理事長専決処分事項報告の件
- (2) 報告第 2 号 令和 7 年度青森県国民健康保険団体連合会
各会計の収支現計報告の件
- (3) 議案第 1 号 総会提出議案の件
(別冊第 160 回通常総会議案)
- (4) 議案第 2 号 青森県国民健康保険団体連合会
公印規則の一部を改正する規則 (案) の件
- (5) 議案第 3 号 国保総合システム関連業務等委託契約締結の件
- (6) 議案第 4 号 青森県国民健康保険団体連合会
医師修学資金返還債務の額の全部を免除する件
- (7) 議案第 5 号 総会日程決定の件

三和総務課長補佐	開会を告げた。(とき：13時10分)
山本理事長	主催者挨拶。(要旨別紙)
山本理事長	規約の定めに従い、議長になる旨を告げた。
議長	直ちに議事に入り、本会理事の定数は18名、うち欠員3名、本日の出席者は10名で過半数に達したので、本理事会は成立する旨を告げ、議事録署名者は慣例に従い、議長から指名することの了承を得て、6番・沼澤理事、9番・平沢理事の両名を指名し、会議日程を本日一日とすることにそれぞれ決定した。
議長	先般行われた監査の結果について、監事代表から報告を求めた。
桑田監事	監事を代表して、監査結果について正当と認めた旨報告した。
議長	議案審議に入り、報告第1号から議案第5号まで全議案を一括上程し、適宜分割のうえ審議することの了承を得た。
議長	報告第1号理事長専決処分事項報告の件について、事務局の説明を求めた。
瓜田総務課長	<p>総務課長の瓜田から説明したい。</p> <p>ホチキス止めをした理事会議案の1頁をお開き願いたい。</p> <p>報告第1号は理事長専決処分事項報告の件で、本会職員服務規則の一部改正及び本会職員の育児休業等に関する規則の一部改正であるが、早急に対応する必要があったため、国保法の規定により令和7年9月19日に専決されている。</p> <p>専決処分の理由は、令和7年10月1日施行分の育児・介護休業法の改正に伴い、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置として部分休業の対象及び取得時間を拡大したことによるものである。</p> <p>改正内容の新旧条文は4頁と5頁に掲載している。</p> <p>説明は以上である。</p>
議長	事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、報告第1号は承認を得た旨宣した。

議	長	次に、報告第2号令和7年度各会計の収支現計報告の件について、事務局の説明を求めた。
瓜田総務課長	長	<p>理事会議案の6頁をお開き願いたい。</p> <p>報告第2号は、令和7年度各会計の収支現計報告である。</p> <p>折り込みの7頁をご覧願いたい。</p> <p>令和7年11月30日現在における、一般会計及び各特別会計の総合現計表である。</p> <p>先程、監事の西目屋村長からご報告いただいたとおり、内容は監事会で監査を受けたものである。</p> <p>表の一番下、全10会計を合わせた合計は、</p> <p>収入高は、2,674億8,619万3,855円、</p> <p>支出高が、2,665億2,447万6,993円、</p> <p>残高は、9億6,171万6,862円で、この残高は右側に記載しているとお り、青森みちのく銀行で預金管理している。</p> <p>説明は以上である。</p>
議	長	事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、報告第2号は承認を得た旨宣した。
議	長	次に、理事会議案第1号は総会提出議案で、議決事項19件となっており、総会提出議案第1号令和7年度診療報酬審査支払特別会計補正予算の件から第5号令和7年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計補正予算の件までの計5件について、事務局の説明を求めた。
長内事務局長	長	<p>事務局長の長内から説明したい。</p> <p>製本された厚い冊子の総会の議案書の1頁をお開き願いたい。</p> <p>今回の補正予算5件は、いずれも歳出の不用額と歳入の増加額を財源に所要の積立金を積み増しするものである。</p> <p>議案第1号は、診療報酬審査支払特別会計の補正予算である。</p> <p>提案理由は、国保総合システムの開発負担金に充てるためICT積立</p>

資産を積み増しするもので、補正の内容は3頁の事項別明細書をご覧願いたい。

4頁の説明欄に記載のとおり、公課費1,313万3千円と国保中央会負担金1,009万8千円を減額し、これらを財源としてICT積立資産に2,323万1千円を追加する。

続いて5頁である。

議案第2号は、介護保険関係特別会計の補正予算である。

提案理由は、介護保険審査支払システムの開発負担金に充てるための積立金の積み増しである。

補正内容は7頁である。

歳入・手数料に50万円を追加し、歳出・公課費276万1千円を減額して、これらを財源として積立金に326万1千円を追加する。

続いて9頁である。

議案第3号は、障害者総合支援関係特別会計の補正予算である。

提案理由は、障害者総合支援審査支払システムの最適化に充てるための積立金の積み増しである。

11頁をお開き願いたい。

歳入には前年度繰越金として149万9千円を追加し、歳出・公課費を91万3千円減額して、これらを財源として積立金に241万2千円を追加する。

続いて13頁をお開き願いたい。

議案第4号は、後期高齢者医療関係特別会計の補正予算である。

提案理由の(1)は事業運営上の不測の事態に備えるための財政調整基金を、(2)は国保総合システム開発負担金に充てるための積立金をそれぞれ積み増しするものである。

15頁をお開き願いたい。

歳出・公課費を1,268万9千円減額し、財政調整基金積立資産に同額

を追加する。

また、国保中央会負担金を1,314万円減額し、ICT積立資産に同額を追加する。

17頁をお開き願いたい。

議案第5号は、特定健診関係の特別会計の補正予算である。

提案理由は、今後予定されている特定健診等データ管理システムの更改経費に充てるための積立金の積み増しである。

補正内容は、1枚おめくりいただき19頁で、歳入は国保分と後期分の手数料をそれぞれ100万円、前年度繰越金を150万7千円追加し、歳出・公課費を56万7千円減額して、これらを財源として積立金に407万4千円を追加する。

説明は以上である。

議 長 事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、総会提出議案第1号から第5号までの計5件の議案は原案どおり決定する旨宣した。

議 長 次に、総会提出議案第6号令和8年度事業計画の件について、事務局の説明を求めた。

小田切事務局次長 事務局次長の小田切から説明したい。

資料No.1 令和8年度事業計画説明資料をご準備願いたい。

令和8年度の事業計画については総会議案書に詳細を記載しているが、本日は見え消し版を使用して7年度との変更点を中心に説明したい。

1頁をお開き願いたい。

まず、第1基本方針の部分であるが、2行目の後半部分からである。

国保制度の構造的な課題と近年の状況を整理し、記載を改めている。

3段落目「このうち」の段落とその下「一方」の段落には8年度の政府予算の内容に記載を改めた。

2 頁をご覧願いたい。

2 頁の本文の部分では状況の変化に応じた修正をしており、その下の重点事項の部分であるが、7 年度と同様の 13 項目を掲げている。

3 頁をご覧願いたい。

第 2 実施事業の 1 の国保関連制度の改善対策であるが、2 段落目「また」の段落の 2 行目「全国医療情報プラットフォーム」の記載を整理した。

具体的事項の(13)であるが、これまでの国保総合システムの更改・運用経費に加え、国が強く求めている標準準拠システムの導入やデータ移行に係る経費についても、十分な財政措置を求めたいという主旨で追記している。

次に、2 の診療報酬審査支払業務の推進であるが、4 頁をご覧願いたい。

具体的事項の(9)であるが、都道府県を跨いだ地方単独医療費等助成の現物給付化について、各自治体が対象公費開始時期等を関係機関と調整後、実施可能とされていることから、その審査支払業務にも対応していく旨追記している。

3 の国保共同処理業務の推進であるが、一番下の「なお」の段落は第三者行為求償事務の県への委託について、昨年度、新規事項として記載したものであるため削除している。

5 頁をご覧願いたい。

4 の各業務処理システムの管理・運用の 2 行目である。

令和 8 年度は、2 年に 1 度の診療報酬改定と介護報酬と障害報酬の臨時改定が行われ、それらに伴うシステム改修が予定されているため追記している。

また、具体的事項の各システムの更改が予定どおり年度内に終了する見込みであるため、括弧書きで記載している更改年月を削除している。

6 頁をご覧願いたい。

5 の後期高齢者医療制度関連業務の推進については、電算処理システムの端末更改が予定されているため、本文と具体的事項の(7)に追記している。

6 の保健、医療、福祉対策の推進であるが、5 行目の高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の記載を整理している。

7 頁をご覧願いたい。

7 の特定健診・特定保健指導関連業務の推進であるが、それぞれの実施率を令和6年度の実績に修正している。

一番下の8の医師確保対策事業の推進に変更点はない。

8 頁をご覧願いたい。

9 の介護保険関連業務の推進であるが、3 段落目「併せて」の段落である。

全国医療情報プラットフォームの構築に向けた、介護情報基盤への給付情報等のデータ連携が4月から開始されるためその旨修正し、具体的事項の(10)にも同様に追加している。

その下の10の障害者総合支援給付関連業務の推進と、9 頁の11 介護保険業務ネットワーク、12 出産育児一時金の関係は修正していない。

13 の国の保健医療対策への協力については、2 段落目の「また」の段落で、国の総合経済対策の一環として8年度も実施する介護職員等の賃上げや職場環境の改善に関する業務の名称を改めている。

その下の「併せて」の段落では、定期予防接種等費用の請求支払業務が、本県では9年度から開始予定となるため記載を改めるとともに、地方単独事業に係るオンライン資格確認と現物給付化に向けた取り組みへの協力として実施したマスタ構築が終了したので削除している。

10 頁をご覧願いたい。

具体的事項の(2)と(3)は、只今の説明を踏まえた修正である。

その下の 14 の一般事項は重点事項の方針に沿って実施する会議や研修会などで、11 頁の(2)保健活動の⑨は保健協力員等の活動実態調査が終了したため削除している。

事業計画の説明は以上であるが、引き続き関連資料について説明したい。

13 頁をご覧願いたい。

横置き資料となる。

はじめに、国保分と後期高齢者分の診療報酬審査支払業務の推進についてである。

水色の棒グラフの国保分の支払額は、加入者数の減少等を考慮し、右端の7年度決算見込では前年度比2億円減の922億円を見込んでいる。

一方、ピンク色の後期分の支払額は、80億円増の1,766億円となる見込みである。

下の表は加入者数の推移であるが、青字の国保は被用者保険の適用拡大の影響もあって減少している。

7年度分については、昨年11月末時点の数値であるため、年度末までには更に減少する見込みである。

赤字の後期分はコンスタントに増加しているため、その分支払額の増加にも影響していると思われる。

診療報酬の審査業務については、審査委員の先生方と連携し適正な審査に努めて参りたい。

14 頁をご覧願いたい。

国保共同処理業務の推進についてである。

市町村国保事務の広域化・効率化等に向けた本会の主な取り組みをまとめたもので、この中には保険者努力支援制度の評価指標に設定されている事業もあるため、市町村が確実に評価点数を獲得できるよう支援して参りたい。

基本的には例年どおりの取り組みを予定しているが、①保険者事務の共同実施の 10 番目、結核・精神に係る医療費の特別調整交付金の申請支援については、県に設置のワーキンググループで協議の結果、8 年度からは国保事業費納付金の算定の仕組みに反映させ、県主体の事業として実施することとなったが、引き続き支援していくこととしている。

15 頁をご覧願いたい。

15 頁は特定健診・特定保健指導関連業務の推進についてである。

まず、(1)は令和 6 年度分の特定健診実施率の速報値が昨年 11 月にまとめ、右上の表に記載のとおり、6 年度の県平均は 38.4%で、前年度に比べ 0.6 ポイント増となった。

なお、6 年度の全国平均の数值はまだ公表されていないため、通常総会までに公表された場合には追記する。

下の 16 頁には、特定健診実施率を年代別にグラフ化し掲載している。

右上の表は県平均を記載しているが、赤枠で囲っている 40 代、50 代の働き盛り世代の実施率が従来から低い状況で、これは全国的な傾向である。

増減の欄をご覧いただくと、どの年代においても前年度より上昇しているが、引き続き働き盛り世代へのアプローチについてもよろしく願いたい。

17 頁をご覧願いたい。

介護保険関連業務の推進についてである。

制度がスタートした平成 12 年度は、年間の支払額が 520 億円であったが、26 年目の令和 7 年度決算見込みでは約 2.8 倍の 1,445 億円となる見込みである。

下の表は、65 歳以上の第 1 号被保険者数の推移である。

※印 3 のとおり 4 年度以降年々減少しているが、これは 65 歳以上の死亡数が 65 歳到達者を上回ったことが要因と思われる。

介護保険においても、インセンティブ制度で市町村が評価点数を獲得し、本県に多くの交付金が配分されるよう介護給付適正化事業への支援にも努めて参りたい。

最後に、18 頁をご覧願いたい。

障害者総合支援給付関連業務の推進についてである。

オレンジ色の障害者分、薄紫色の 18 歳未満の障害児分、どちらも増加傾向にあるため、引き続き審査支払業務の円滑な運営に努めて参りたい。

説明は以上である。

議 長 事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、総会提出議案第 6 号は原案どおり決定する旨宣した。

議 長 次に、総会提出議案第 7 号令和 8 年度一般会計予算の件から第 16 号令和 8 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計予算の件までの計 10 件について、事務局の説明を求めた。

長 内 事 務 局 長 予算案については、議案書では 130 頁にも及ぶことから説明資料を準備したので、本日配付の資料No.2 をご用意願いたい。

表紙をおめくりいただき 8 年度予算総括表である。

はじめに、この資料の構成である。

左から議案番号、会計区分、8 年度予算額、7 年度予算額、対前年度比、増減の主な要因を歳入と歳出に分けて、そして一番右端の欄は 8 年度負担金と手数料単価を整理している。

なお、この単価については、全て据え置きで予算編成している。

また、赤や水色など色文字の部分は各会計で共通したものである。

会計毎に前年度との比較を中心に説明したい。

議案第 7 号一般会計の予算額は 1 億 3,100 万円で、前年度に比べ 10 万円の減である。

増減の主な要因は、歳入 1 つ目の負担金、3 つ目の繰越金の減は被保

険者数の減少に伴うもので、2つ目の繰入金の増は事業運営積立金を繰入し、点線で結んでいる歳出・総務費の基幹系庁内LAN更改作業経費に充てるもので、歳入・歳出見合いのものである。

4つ目の受託事業収入の増は、診療報酬改定年度のため斡旋図書が増えることや、結核・精神に係る医療費の特別調整交付金申請支援業務の委託元が市町村から県に変更となることに伴い、手数料を財源とする審査会計から一般会計に移行するものである。

次の県支出金の増は、県から受託予定の介護・福祉分野の職員の賃金職場環境改善支援事業にかかるものである。

歳出では歳入と見合いのもののほか、4つ目の予備費の7年度は6年度の決算剰余を追加補正したことにより大きく減となっている。

続いて、議案第8号診療報酬審査支払特別会計は国保の医療費を経理しているものである。

運営費を経理する業務勘定は7億5,400万円で、前年度比1億3,100万円の減である。

歳入1つ目の手数料は、レセプト件数の大幅な減を見込んでいる。

2つ目の受託事業収入の減は、一般会計で触れた会計区分の変更によるもので、3つ目の繰入金の減は減価償却積立金からの繰入れの終了によるものである。

歳出の総務費は、1つ目の人件費組替、4つ目の国保総合システム保険者端末の更改終了などにより減となっている。

また、2つ目の国保と後期の業務按分率の見直しによるシステム委託料の減であるが、例年、レセプト取扱件数で算出しているもので、この審査会計では減となり、後程説明する後期会計では増となっている。

その下の3つの支払勘定は、医療費を保険者から受け入れ、医療機関へそのまま支払う通過勘定である。

1つ目の国保医療費は、被保険者数の減を見込んでいるものの診療報

酬改定に伴う増の見込み幅の方が大きく、大幅な増としている。

その下の公費負担医療、出産育児一時金も報酬改定や予算執行状況を考慮して、いずれも支払額に不足をきたさないように見込んだものである。

議案第9号職員退職手当特別会計は、退職手当積立金を管理しているもので、8年度の合計額は4,700万円程となる見込みである。

議案第10号第三者行為損害賠償求償事務の特別会計は、交通事故などでかかった医療費を市町村に代わって損保会社や加害者から求償し、当該市町村に送金している会計である。

ここ数年間の執行状況から、前年度同額の2億7,000万円の取扱いを見込んでいる。

議案第11号レセプト電算処理システム積立金の特別会計は、市町村が国に納付する診療報酬改定に係るシステム改修費について、国保のレセプト1件当たり68銭の手数料を経理するもので、レセプト件数が減少すると見込みから減としている。

議案第12号介護保険関係の特別会計である。

業務勘定は2億1,500万円で、前年度比約1,000万円の減である。

歳入の1つ目の手数料は、レセプト件数の増を見込んでいる。

その下の電子証明書発行件数とケアプランデータ連携システムのライセンス料はともに増となっているが、これは歳出と見合いである。

歳出の1つ目の総務費の減は、審査支払システムの更改終了などによるもので、2つ目の国保中央会負担金の減は各システム運用負担金の減によるものである。

支払勘定の介護給付費は、予算の執行状況、給付費の伸び、臨時の報酬改定を勘案し増としており、公費負担医療費分も若干の増を見込んでいる。

議案第13号は障害者総合支援法関係の特別会計である。

業務勘定は6,200万円で、前年度比60万円程の増であるが、歳入・手数料の増が主な要因である。

支払勘定は障害介護給付費、その下の18歳未満の障害児の給付費がともに毎年伸びていることに加え、臨時の報酬改定も考慮し不足をきたさないよう必要額を措置している。

議案第14号医師確保対策事業特別会計は、卒業後、本県での勤務を約束する弘前大学医学生への奨学金を経理しているもので1億8,200万円、前年度比1,900万円減となっており、貸付金返還金の減が主な要因となっている。

2頁をご覧願いたい。

議案第15号後期高齢者医療関係の特別会計の業務勘定は8億8,600万円で、前年度比3,800万円の減である。

歳入1つ目の手数料の増は、後期高齢者の増加に伴うレセプト件数の増を見込んだことによるもので、2つ目の広域連合受入金の増は、KDBシステムにかかる後期広域連合の負担分で、そのまま国保中央会に支払うものである。

歳出・総務費の増は人件費組替のほか、先ほど診療報酬審査会計で説明した業務按分率の見直しによるシステム委託料となっている。

次の国保中央会負担金の1つ目の審査支払システム運用負担金の増は、国保中央会において国保と後期の負担割合を見直したことによるものである。

支払勘定の後期高齢者の医療費、公費負担医療費ともに診療報酬改定を考慮し、それぞれ増としている。

議案第16号は特定健診関係の特別会計である。

業務勘定は3,400万円で、前年度比3,000万円の減である。

歳入1つ目の手数料は、後期分の件数は増で見込んでいるものの、国保分の件数の減の見込み幅の方が大きく、トータルではマイナスとなっ

ている。

2つ目の繰入金の減のうち、システム更改終了分については、国保中央会負担金と見合いである。

歳出の総務費は、システム更改終了などにより大きく減となっている。

支払勘定は、特定健診の費用が国保被保険者の減少を考慮して減額とし、後期高齢者の健診費用は前年度同額としている。

合計欄をご覧願いたい。

会の運営費等を賄っている一般会計と各業務勘定の合計額は、前年度比2億1,000万円の減の20億8,400万円、そして医療費等を通過経理する各支払勘定の合計額は、前年度比299億円増の5,500億4,300万円となっている。

それぞれの増減の主な理由は、各会計に共通するものを記載している。

8年度予算額の総合計は5,526億3,100万円で、前年度比296億8,900万円の増となる。

3頁には会計種別毎のまとめを、4頁以降は各会計の予算積算の詳細を載せているため参考に願いたい。

最後に、11頁をご覧願いたい。

左側の表が各会計の積立金予定額の一覧である。

8番の合計であるが、8年度末の総保有予定額は、前年度に比べ9,800万円増の8億3,200万円となる見込みである。

これは、本会の全てのシステムが順次更改されるための積み増しであり、事業運営積立金と退職手当積立金以外は今後のシステム更改経費に充当するものである。

長くなったが、説明は以上である。

事務局の説明に対して質疑を徴した。

議

長

沼澤理事	資料1頁の議案第8号の部分で、令和8年度予算の増減の主な要因の歳入・手数料について、国保レセプト件数が20万件の大幅な減となっているが、要因を教えてください。
長内事務局長	<p>ここ数年このような状況となっており、7年度の決算見込みにおいても同じくらいの減を見込んでいる。</p> <p>要因としては、国保から後期高齢者医療制度へ移行する人数が多いことと、被用者保険の適用拡大により協会けんぽへ移行する人数が多いことから国保の被保険者が減ってきているためである。</p> <p>なお、資料でも触れたが、後期分のレセプト件数は増えているものの団塊の世代の移行は終わってきており、伸び幅は小さくなっている。</p>
議	長 事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、総会提出議案第7号から第16号までの計10件の議案は原案どおり決定する旨宣した。
議	長 次に、総会提出議案第17号医師修学資金支援事業規程等の一部を改正する規程の件、同じく第18号特定健康診査・特定保健指導等に関する費用支払規則の一部を改正する規則の件の2件について、事務局の説明を求めた。
小田切事務局次長	<p>製本されている総会議案書の165頁をお開き願いたい。</p> <p>総会提出議案第17号は本会医師修学資金支援事業規程等の一部を改正する規程の件で、県の指示により関連する2つの規程等を改正するものである。</p> <p>提案理由であるが、医師修学資金支援事業規程では3点ある。</p> <p>1点目は、臨床研修プログラムに係る学士編入学者の研修先医療機関について、これまでは「弘前大学医学部附属病院のみ」とされていたが、その制限が撤廃されたため文言を削除するものである。</p> <p>2点目であるが、指定医療機関での勤務期間から控除される休職又は停職期間について、月途中で休職又は停職を開始した場合、これまでは</p>

勤務実態があるにも拘わらずその月全体を控除していることから、被支援者に不利益が生じないようにその開始月を、「開始日の属する月」から「開始日の属する月の翌月」に改めるものである。

3点目は文言整理である。

次に、細則の改正は文言整理が3点あり、167頁から176頁にかけてそれぞれの新旧条文対照表を載せている。

177頁をお開き願いたい。

総会提出議案第18号は、本会特定健康診査・特定保健指導等に関する費用支払規則の一部を改正する規則の件である。

提案理由であるが、本年4月1日から指定金融機関において、現在使用している特定健診等費用及び手数料の払込請求書が使用不可となることから、この規則に規定している払込請求書関連様式を削除するものである。

179頁から188頁にかけて新旧条文対照表を載せている。

説明は以上である。

議 長 事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、総会提出議案第17号及び第18号は原案どおり決定する旨宣した。

議 長 次に、総会提出議案第19号理事の補充選任の件について、事務局の説明を求めた。

長 内 事 務 局 長 総会議案の189頁をお開き願いたい。

総会提出議案第19号は、理事の補充選任の件である。

本会の理事については、令和7年12月1日現在で県市長会推薦理事1名と県町村会推薦理事1名の計2名が欠員となっている。

このため、先般、県市長会から推薦のあった平川市長の工藤貴弘さんと県町村会から推薦のあった蓬田村長の八戸慎幸さんのお二方を本会役員の選任方法等に関する規則に基づき、第160回通常総会において選任いただきたいという主旨である。

なお、任期は選任の日から現役員の任期満了日である令和9年7月11日までとなる。

説明は以上である。

議 長 事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、総会提出議案第19号は原案どおり決定する旨宣した。

議 長 理事会議案第1号の審議終了を告げ、総会提出議案については、来るべき第160回通常総会に提案することとした。

議 長 次に、理事会議案第2号公印規則の一部を改正する規則の件について、事務局の説明を求めた。

瓜田総務課長 ホチキス止めをしている理事会議案の9頁をお開き願いたい。

理事会議案第2号は、本会公印規則の一部改正についてである。

11頁の新旧条文対照表で説明するためご覧願いたい。

規則第3条別表に規定する理事長印（乙）は指定金融機関への届出印であるが、長年の使用により印影が不鮮明になりつつあることから新調するものである。

なお、当該規則は公布の日から施行する。

説明は以上である。

議 長 事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、理事会議案第2号は原案どおり決定する旨宣した。

議 長 次に、理事会議案第3号国保総合システム関連業務等委託契約締結の件について、事務局の説明を求めた。

長内事務局長 理事会議案の12頁をお開き願いたい。

理事会議案第3号は、国保総合システム関連業務等委託契約締結の件である。

市町村からの委託と法の定めにより実施している国保事業の基盤である国保総合システムの関連業務等について、令和8年度の委託内容が固まったので業務委託先との契約を更新したいという主旨である。

13 頁の総括表をご覧願いたい。

1 の(1)国保総合システムの関連業務をはじめ、介護保険、障害者総合支援、後期高齢者医療などの各業務処理システムの運用及び関連業務など 14 項目を委託するものである。

表の一番下の◎で、合計額は 3 億 5,081 万 513 円で、前年度に比べ 627 万円程の減となる。

この減額の主な理由は、(5)の介護保険関連業務と(7)の障害者総合支援給付関連業務において、7 年度をもってシステム更改作業が終了したこと、また(9)の後期高齢者医療広域連合の市町村端末等のオフィス更新作業が終了したことにより減額となるものである。

14 頁からは委託契約書の案を載せている。

説明は以上である。

議 長 事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、理事会議案第 3 号は原案どおり決定する旨宣した。

議 長 次に、理事会議案第 4 号医師修学資金返還債務の額の全部を免除する件について、事務局の説明を求めた。

長 内 事 務 局 長 理事会議案の 51 頁をお開き願いたい。

議案第 4 号は、医師修学資金返還債務の額の全部を免除する件であり、対象となる被支援者は、特別枠として平成 24 年度からの 6 年間修学資金の貸与を受け、弘前大学医学部を卒業されている。

このたび、心身の故障に伴い、医師免許の取得及び修学資金の返還が困難となったことにより、本会医師修学資金支援事業規程第 8 条第 2 項第 1 号の規定を適用し、返還債務の総額 1,467 万 900 円を全額免除することにしたいというものである。

議案に記載していないが、これまでの状況について少し補足したい。

被支援者は、大学卒業後 2 年以内に医師とならなかったため規程上修学資金を返還しなければならない状況にあったが、医師免許取得に向け

て心身の回復に努力していたため、規程上のやむを得ない事由があると認められることから、これまで返還債務の履行を猶予している状況にあった。

この間、県では定期的に本人や家族との面談を実施し、この事業の検討委員会においては面談結果を踏まえて猶予の妥当性などについて協議し対応していた。

しかしながら、心身の回復が見られず、医師免許取得どころか医師として勤務することは到底望めない状況で、現在は契約社員としてどうか食いつないでいるとのことで、本人、連帯保証人ともに返還に耐える資力はない状況であることも確認されたため、このたび全額免除が妥当との意見でまとめ、今回の理事会に提案したものである。

なお、このことについては、個人情報に関連する部分もあるため、その点お含みおき願いたい。

説明は以上である。

議 長 事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、理事会議案第4号は原案どおり決定する旨宣した。

議 長 次に、理事会議案第5号総会日程決定の件について、事務局の説明を求めた。

瓜 田 総 務 課 長 理事会議案の53頁をお開き願いたい。

理事会議案第5号は、総会日程決定の件である。

総会の日程は理事会で決定することになっている。

事務局が準備した日程は、日時が令和8年3月17日火曜日午後1時15分から、場所は青森県共同ビル1階「大会議室」を予定しているのでよろしくお願ひしたい。

議 長 事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、理事会議案第5号は原案どおり決定する旨宣し、総会の開催日程の決定に伴い、各理事の出席方を要請した。

議	長	全議案の議了を宣した。(とき：14時7分)
葛西副理事長		閉会挨拶(とき：14時7分)

上記理事会の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 8 年 3 月 19 日

議 長

山本晴美

令和 8 年 3 月 24 日

議事録署名者

沼澤修二

令和 8 年 3 月 27 日

同 上

平沢一臣

国保連合会理事会 理事長 挨拶文

と き 令和8年3月5日（木）午後1時15分

と ころ 青森県共同ビル 1階 「大会議室」

理事会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

役員の皆様方には、大変お忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本日はご案内のとおり、来るべき通常総会に提出する、来年度の事業計画と予算等について、ご審議いただくこととしております。

具体的な内容につきましては、後程、事務局よりご説明いたしますが、事業運営については、まずもって本会の主要業務であります、医療・介護・障害に係る、審査支払業務の適正運営に努めて参ります。

特に、令和8年度は診療報酬改定に加え、介護と障害報酬の臨時改定が予定されておりますことから、これに伴うシステム改修にしっかりと対応して参ります。

また、市町村の重要な財源となっております、国保や介護保険の「インセンティブ交付金」の評価に直結する、各種共同処理業務、健康づくり事業や介護予防事業への支援

と併せて、特定健診の実施率向上に向けた「未受診者対策」に引き続き取り組むこととしております。

更に、国が強力に進めるデジタル化の方針に沿って、国保総合システムなどの、各業務処理システムの運用に努めるとともに、医療・介護DXの取組については、本会にとつて新たな分野である「予防接種事務のデジタル化」などの対応が求められておりますので、市町村や国保中央会と連携し、その準備作業を進めて参ります。

次に、予算関係につきましては、国保加入者の減少により、手数料収入の、大きな落ち込みが見込まれておりますが、効率的な事業運営と経費節減に努め、一般負担金及び各審査支払手数料とも、据え置きの方でご提案させていただいております。

来年度におきましても、市町村の共同体として、諸事業に積極的に取り組む所存でありますので、慎重審議のうえ、しかるべきご承認、ご決定を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶といたします。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。